

令和 6 年第 3 回東広島市議会定例会

議案

令和 6 年 8 月



目 次

諮 問 第 7 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて.....	1
諮 問 第 7 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて.....	3
諮 問 第 8 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて.....	5
同意案第 8 1 号	公平委員会委員の選任の同意について.....	7
同意案第 8 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について.....	9
同意案第 8 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について.....	11
議 案 第 8 4 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について.....	13
議 案 第 8 5 号	財産の取得について.....	16
議 案 第 8 6 号	市道の路線の認定について.....	18
議 案 第 8 7 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	20
議 案 第 8 8 号	請負契約の締結について.....	22

議案第89号	請負契約の締結について……………	24
議案第90号	請負契約の締結について……………	26
議案第91号	請負契約の締結について……………	28
議案第92号	請負契約の変更について……………	30
議案第93号	東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の制定について……………	32
議案第94号	財産区特別会計設置条例の一部改正について………	40
議案第95号	東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について……………	42
議案第96号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について………	44
議案第97号	東広島市都市公園条例の一部改正について………	46

諮詢第 78 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 渡 邇 豪

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 79 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 橋 本 隆 広

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 80 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 前 岡 孝

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第 81 号

公平委員会委員の選任の同意について

東広島市公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

住 所 広島市

氏 名 下 中 奈 美

(提案理由)

東広島市公平委員会委員下中奈美氏の任期が令和6年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

同意案第82号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 山 本 公 孝

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

同意案第83号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 宮 原 真 起

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

議案第84号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市行第66号）を別紙のとおり変更することに關し協議することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止され、電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等に対し資格確認書等の交付等の措置を講ずることに伴い、関係市町において行う事務について所要の規定の整備を行うため、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市行第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第85号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 小型動力ポンプ付積載車
- (3) 数量 3台

2 取得価格

2,904万円

3 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2

中下モータース有限会社

代表取締役 中 下 智 洋

(提案理由)

東広島市消防団河内方面隊河内南分団並びに黒瀬方面隊上黒瀬分団及び中黒瀬分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第86号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
寺家北63号線	東広島市西条町寺家字明戸岩4128番地先	東広島市西条町寺家字明戸岩4124番5地先	
寺家北64号線	東広島市西条町寺家字国実6263番14地先	東広島市西条町西条字一ノ坪395番10地先	
田口東59号線	東広島市西条町田口字西中郷1160番31地先	東広島市西条町田口字西中郷1160番17地先	
下三永70号線	東広島市西条町下三永字馬場10837番23地先	東広島市西条町下三永字馬場10837番39地先	
助実42号線	東広島市西条町助実字中尾1422番53地先	東広島市西条町助実字中尾1422番42地先	
高屋西18号線	東広島市高屋町高屋東4515番2地先	東広島市高屋町高屋東4515番5地先	
寺家中央線	東広島市西条町寺家字後谷2682番1地先	東広島市西条町寺家字五島7094番2地先	

(提案理由)

住宅団地内の道路及び街路整備事業に伴う新設道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第 8 条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

## 議案第87号

### 公の施設の指定管理者の指定について

東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年東広島市条例第168号）に基づき設置する文化・学習センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市市民文化センター	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団 理事長 市場 一也	東広島市西条西本町28番6号
東広島市黒瀬生涯学習センター		
東広島市豊栄生涯学習センター		
東広島市安芸津生涯学習センター		

- 2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

文化・学習センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第88号

### 請負契約の締結について

令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

#### 1 契約の目的

令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（建築）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

4億3,533万6,000円

#### 4 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目2番48号

平原建設株式会社

代表取締役 大 武 麻吏那

(提案理由)

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（建築）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 1 億 5,000 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第89号

### 請負契約の締結について

令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

#### 1 契約の目的

令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（電気）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

4億2,515万円

#### 4 契約の相手方

広島市東区二葉の里一丁目1番42号

日本電設工業株式会社 中国支店

支店長 松井研二

(提案理由)

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（電気）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 1 億 5,000 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第90号

### 請負契約の締結について

令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（機械）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

#### 1 契約の目的

令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（機械）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

5億8,960万円

#### 4 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目414番3

ダン環境設備株式会社 東広島営業所

所長 政本邦義

(提案理由)

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（機械）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 1 億 5,000 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第91号

### 請負契約の締結について

令和6年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6-2）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

#### 1 契約の目的

令和6年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6-2）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

4億1,250万円

#### 4 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 樂 日 月

(提案理由)

令和 6 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6－2）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 1 億 5,000 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第92号

請負契約の変更について

令和5年6月29日議決第119号により議決を経た令和5年度幹線市道整備事業正力西1号線・正力飯田線道路改良工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 5億3,234万5,000円」を「3 契約金額 5億9,692万3,800円」に改める。

(提案理由)

令和 5 年度幹線市道整備事業正力西 1 号線・正力飯田線道路改良工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第93号

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の制定について

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第1条 市民の交流の活性化を図るとともに、市民の学習ニーズに対応することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、東広島市高屋情報ラウンジ（以下「高屋情報ラウンジ」という。）を設置する。

(位置)

第2条 高屋情報ラウンジの位置は、東広島市高屋町中島450番地5とする。

(施設)

第3条 高屋情報ラウンジに次に掲げる施設を置く。

- (1) 交流センター
- (2) 東広島市立高屋図書館
- (3) 第1号に掲げるものに附帯する施設

2 前項第2号に掲げる施設の設置及び管理については、東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号。次条第4号において「図書館条例」という。）の定めるところによる。

3 高屋情報ラウンジは、第1項各号に掲げる施設間の相互の連携を図り、複合施設として一体的かつ有機的に運営するものとする。

(事業)

第4条 高屋情報ラウンジは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域資源を活用した人の来館及び多様な交流の促進並びに地域住民の交流の場の創出に関すること。
- (2) 市民一人一人の関心及び学習に対する情報提供並びに学習活動の支援の促進に関すること。
- (3) 学習の成果を生かすための展示会、発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 図書館条例に規定する事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、高屋情報ラウンジの管理を法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条各号（第4号を除く。）に掲げる事業を行うこと。
- (2) 第3条第1項第1号及び第3号に掲げる施設並びにこれらの附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関すること。
- (3) 高屋情報ラウンジの維持及び修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務を行うこと。

(開館時間)

第6条 第3条第1項第1号に掲げる交流センター（次条において「交流センター」という。）の開館時間は、午前7時30分から午後8時までとする。ただし、教育委員会（高屋情報ラウンジの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。次項、次条第2項、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条、第12条、第13条並びに第14条第2項において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同

項の開館時間を変更することができる。

- 3 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(休館日)

第7条 交流センターは、年中無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、交流センターを臨時に休館することができる。

- 3 前条第3項の規定は、前項に規定する交流センターの休館日の変更について準用する。

(使用の許可等)

第8条 第4条各号（第4号を除く。）に掲げる事業の目的で施設等を使用しようとする者（個人使用をしようとする者を除く。）は、あらかじめ、教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その必要な限度において、その許可に条件を付することができる。

- 3 施設等の使用料は、無料とする。

(許可の基準)

第9条 教育委員会は、前条第1項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしない。

(1) 当該申請に係る使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 当該申請に係る使用により施設等が損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 施設等の使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 営利を目的とする活動のために使用するとき。

(5) 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、申請者に施設等を使用させることが適当でない事由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、若しくは同条第2項の規定により付した許可の条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。

(2) 使用者が第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けたとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 災害その他緊急やむを得ない事由により施設等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による処分により使用者が損害を受けることがあっても、これを賠償する義務を負わない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、施設等をその許可を受けた目的以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又はその使用する権利を他人に譲渡してはならない。

(行為の禁止)

第12条 何人も、高屋情報ラウンジにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号又は第3号から第5号までに該当する行為であって、特に教育委員会の許可を受けたものについては、この限りでない。

(1) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は火気を使用すること。

(2) 所定の場所以外の場所で喫煙すること。

(3) 立入りを禁じられた区域に立ち入ること。

(4) 施設等をその用途以外に使用すること。

(5) 大声を発すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営上支障があると認

められる行為をすること。

(入場の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、高屋情報ラウンジへの入場を拒み、又は高屋情報ラウンジからの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物を携帯する者
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為をするおそれがあると認める者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあると認める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営上支障があると認める者

(原状回復義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第15条 自己の責めに帰すべき事由により施設等又は備付物品を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年5月31日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第8条から第10条まで及び第12条ただし書の規定並びに附則第3項の規定（東広島市立図書館設置及び管理条例第9条の改正規定（同条にただし書を加える部分に限る。）、同条例第10条にただし書を加える改正規定、同条例第11条（見出しを含む。）の改正規定及び同条例第12条の改

正規定に限る。) は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条第1項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前においても、この条例の例により行うことができる。

(東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

- 3 東広島市立図書館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中地域図書館の部東広島市立サンスクエア児童青少年図書館の項の次に次のように加える。

東広島市立高屋図書館	東広島市高屋町中島450番地5
------------	-----------------

第5条第2項第2号中「中央図書館の」を削り、「集会施設（）の右に「中央図書館において」を加え、「以下同じ。」」を「第11条第1項において同じ。」及び交流施設（東広島市立高屋図書館において前条第6号から第8号まで及び第10号に規定する事業活動を行う施設をいう。第9条ただし書及び第11条第1項において同じ。）」に改める。

第7条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 東広島市立高屋図書館 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める時間

ア フリースペース（第4条第7号に規定する事業活動を行う施設をいう。）

イ及び次条第1項ただし書において同じ。）以外の施設 午後零時から午後8時まで（土曜日にあっては、午前10時から午後6時まで）

イ フリースペース 午前零時から午後12時まで

第7条第2項中「次条第2項」の右に「、第9条」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、東広島市立高屋図書館（フリースペースに限る。）には、休館日を設けないものとする。

第8条第1項第2号ア中「月曜日（）の右に「東広島市立高屋図書館にあっては日曜日、」を加え、「、日曜日」を「日曜日」に改める。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、交流施設において第1号、第2号、第5号、第7号又は第8号に該当する行為を行う場合であって、特に教育委員会の許可を受けたものについては、この限りでない。

第9条第6号中「以下」を「次号及び第14条において」に改め、同条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 施設等をその用途以外に使用すること。

(8) 大声を発すること。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、同条ただし書の許可を受けた場合は、この限りでない。

第11条の見出し中「集会施設の」を削り、同条第1項中「集会施設」の右に「及び交流施設（以下「集会施設等」という。）」を加え、同条第2項、第3項第1号、第4項及び第5項中「集会施設」を「集会施設等」に改める。

第12条第1項第5号中「かつ」を削り、「集会施設」を「集会施設等」に改める。

（東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正に伴う準備行為）

4 前項の規定による改正後の東広島市立図書館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、一部施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

市民の交流の活性化を図るとともに、市民の学習ニーズに対応することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、東広島市高屋情報ラウンジを設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

図書館法（昭和25年法律第118号）

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

議案第94号

財産区特別会計設置条例の一部改正について

財産区特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

財産区特別会計設置条例の一部を改正する条例

財産区特別会計設置条例（昭和49年東広島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

本則中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東広島市造賀財産区の廃止に伴い、東広島市造賀財産区特別会計を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第222条 前編第5章の規定は、財産区について準用する。ただし、条例で特別の定めを設けることができる。

議案第95号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する条例の一部改正について

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する条例の一部を改正する条例

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条  
例（平成27年東広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表4の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(提案理由)

児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正により、特例給付が廃止されることに合わせて、個人番号を独自に利用する事務のうち、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関するものに係る個人番号の利用範囲について所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

## 議案第 96 号

### 東広島市国民健康保険条例の一部改正について

東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

### 東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険条例（昭和 49 年東広島市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに合わせて、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

国民健康保険法

第127条 市町村は、条例で、第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

議案第 97 号

東広島市都市公園条例の一部改正について

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例

東広島市都市公園条例（昭和 59 年東広島市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東広島運動公園の部グラウンド・ゴルフ場の項の後に次のように加える。

フットサルコート

「

別表第 2 中 東広島運動公園  
グラウンド・ゴ  
ルフ場

」

「

東広島運動公園 グラウンド・ゴ ルフ場	
東広島運動公園 フットサルコー ト	

に改める。

」

別表第 3 の 5 (2) の表中

「

グ	グラウンド	1 回当	1 コースにつき	15,000 円	
---	-------	------	----------	----------	--

ラ ウ ン ド ・ ゴ ル フ 場		たり		
		1回当たり		児童 200円 生徒 200円 学生 400円 一般 400円
附属設備	1回当たり	規則で定める額		

」

を

「

グ ラ ウ ン ド ・ ゴ ル フ 場	グラウンド	1回当たり	1コースにつき	15,000円	
		1回当たり		児童 200円 生徒 200円 学生 400円 一般 400円	
附属設備	1回当たり	規則で定める額			
フ ッ ト サ ル コ ート	フットサルコート	1時間当たり	1面につき	児童 610円 生徒 610円 学生 1,230円 一般 1,230円	
	附属設備	1回当たり	規則で定める額		

」

に改め、同表備考9中「テニスコート」を「フットサルコート及びテニスコート」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年10月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1東広島運動公園の部に掲げるフットサルコートに係る第9条第1項の許可及び第14条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な

手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の東広島市都市公園条例の例により行うことができる。

(提案理由)

有料公園施設として東広島運動公園にフットサルコートを新たに設置するとともに、当該施設の使用料の額等を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

都市公園法（昭和31年法律第79号）

第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（—略—）で定める。